

「令和2年度消費者団体等活動支援事業 募集要項」

1 事業の趣旨

県内の民間団体が実施する、消費者問題に関する学習会や講演会などの経費に対して補助することにより、団体活動を支援し、地域全体の消費者問題への対応力向上を図ります。

2 応募資格

長野県内に事務所を有する民間団体とします。

(ただし、営利を目的とする団体、宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団又は暴力団の統制下にある団体は除きます。)

3 補助対象事業

次に掲げる消費者問題に関する学習会・講演会、啓発活動などを実施する事業で、当該団体の会員のみを対象とするのではなく、一般消費者が参加できるものとします。

また、事業は原則として補助金交付決定以降に着手し、令和3年2月末日までに完了するものであることとします。

- (1) 自立した消費者の育成や消費者被害の未然防止に関する事業
- (2) 食の安全・安心に関する事業
- (3) その他、消費者問題に関して地域全体の対応力向上が図られると認められる事業

〈これまでの実施例〉

- ・食の安全・安心に関する講演会
- ・高齢者向けの出前講座で、特殊詐欺被害防止の寸劇を上演
- ・自作の紙芝居を使った啓発活動
- ・消費者被害防止の啓発パネルの作成・掲示 など

4 補助対象外事業

国の補助金を受ける場合等は対象外です。

5 補助金額

一団体当たりの上限額は、30万円です。(補助対象経費の10分の10以内)

6 補助対象経費

事業を実施する上で、直接必要となる経費が補助対象となります。

補助対象経費	補助対象経費の例	補助対象外経費の例
①謝金	講師等の謝金	団体の会員が講師等となる場合の謝金
②旅費交通費	講師等の旅費	学習会・講演会参加者の旅費
③印刷製本費	講演会等で配布する資料、周知チラシ等の印刷代	
④消耗品費	講演会等で配布する資料、周知チラシ等の用紙代	
⑤通信運搬費	周知チラシの郵送代、物品等の搬送代	

⑥会場使用料	事業開催当日の会場使用料	事前打合せで使用する会場使用料
そ の 他		・食糧費（学習会等の昼食代） ・備品購入費（デジタルカメラ、ICレコーダ） ・この事業への応募等の事務手続きに要する費用

注：分担金、負担金、寄付金、事業収入等の収入がある場合は、補助対象経費から控除します。

【例：{補助対象経費（20万円）－参加者負担金（5万円）} × 補助率（10／10 以内）＝補助金（15万円）】

7 募集期間

令和2年6月30日（火）から令和2年7月31日（金）まで(午後5時必着)

8 応募方法

以下の書類1部を、郵送又は持参により提出してください。

- (1) 応募書
- (2) 事業実施計画書
- (3) 事業実施に係る収支予算書
- (4) 団体の定款又は規約

※提出書類の内容について、電話等で確認させていただく場合があります。

9 応募先

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

10 選考方法

応募終了後、書類審査を行い、補助対象団体を決定します。

選考後、選考結果を応募団体へ通知します。

11 留意事項

事業が完了しましたら、30日以内に実績報告書を提出してください。

実績報告書には次の資料を添付してください。

- ・学習会・講演会などの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策を確実に講じてください。
- ・学習会・講演会などの開催状況が分かる写真、原則5枚以上
（会場内の様子を撮影したもの1枚以上、講師等を撮影したもの1名につき1枚以上は必須）
- ・講演会で配布したチラシや学習会で使用した資料等
- ・補助対象経費にかかる支出証拠書類（領収書の写し等）

<お問い合わせ・書類提出先>

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県県民文化部くらし安全・消費生活課

電 話 026-235-7151

FAX 026-235-7374

E-mail kurashi-shohi@pref.nagano.lg.jp